

鳥取瓦斯株式会社 簡易ガス 小売供給約款 新旧対照表

現行の小売供給約款	備考	変更後の小売供給約款	摘要
<p>19. 使用量のお知らせ</p> <p>当社は、18の規定により使用量を算定したときには、<u>速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</u></p>	<p>変更 変更 追加 追加 追加</p>	<p>19. 使用量のお知らせ</p> <p>(1) 当社は、18の規定により使用量を算定したときには、<u>原則として、当社の運営する会員制サイト又は電子メール等でお客さまにその使用量をお知らせします。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせいたします。</u></p> <p><u>この場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p>	
<p>22. 料金の算定及び申し受け</p>	<p>追加 追加 追加 追加</p>	<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— <u>請求書及び納品書（適格請求書）</u> —</p> <p>(12) <u>お客さまが請求書又は納品書（適格請求書）の通知を希望され、当社がその書面を発行したとき、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p>	
<p>27-1. 料金の口座振替</p>	<p>追加 追加 追加</p>	<p>27-1. 料金の口座振替</p> <p>(5) <u>お客さまが料金を口座振替の方法で支払われた場合で、書面による領収証の発行を希望され、当社がその領収証を発行したとき、当社が別途定める場合を除き、実費相当額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p>	
<p>28. 料金の払込み</p> <p>お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>② 当社の本社等</p>	<p>追加  追加 追加 追加</p>	<p>28. 料金の払込み</p> <p>(1) <u>お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</u></p> <p>① 当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>② 当社の本社等</p> <p>(2) <u>お客さまが当社で作成した払込書により料金を支払われる場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、当該払込書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を、料金とあわせて申し受けます。</u></p>	
<p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、<u>2019年10月1日から実施いたします。</u></p> <p>2. <u>この小売約款の実施に伴う切替措置</u></p> <p><u>当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2</u></p>	<p>変更  削除 削除</p>	<p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、<u>2026年7月1日から実施いたします。</u></p>	

現行の小売供給約款	備考	変更後の小売供給約款	摘要
<p><u>019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この小売約款の実施前のガス小売供給約款に基づき料金を算定するものいたします。</u></p>	<p>削除 削除</p>		
<p><u>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置</u>  <u>当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</u></p>	<p>削除 削除</p>		
<p><u>4. 保証金の適用を受けているお客さまについての特別措置</u></p>	<p>削除</p>		
<p><u>この小売約款実施の際、現に旧約款25（保証金）の適用を受けているお客さまの保証金は、次のとおりいたします。</u></p>	<p>削除 削除</p>		
<p><u>(1) 預かり期間は、この小売約款実施の際、現に設定している期間とします。</u></p>	<p>削除</p>		
<p><u>(2) 当社は、お客さまから支払期限日を経過してもなおお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。</u></p>	<p>削除 削除 削除</p>		
<p><u>(3) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(2)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</u></p>	<p>削除 削除 削除 削除</p>		